

事故の対応について

①まず負傷者の救護（119番へ）

まずは負傷者の救護をしてください。その後、速やかにレンタカーを交通の邪魔にならないような場所へ移動してください。

②警察への通報（110番へ）

警察への届出義務は、加害者、被害者双方にあります。後日事故証明書が必要となりますので必要な手続きをお願いします。

③保険会社への連絡（三井住友海上火災保険コールセンター0120-258-365へ）

連絡がなかった場合、保険での補償適用外となる場合があるので、必ずご連絡ください。

④店舗までご連絡ください

⑤帰着後、事故報告書の作成

保険・補償の手続きを取る為に必要なものです。必ず下記の事項について記載できるよう、メモなどを取っておいてください。

●事故日時●事故現場（住所等）●届出警察署●損害箇所（当方・相手方）

●相手方の連絡先【住所・電話番号（自宅・携帯）】

車種・車番●負傷者の有無●相手方の保険会社と連絡先●事故発生時の状況等